第93期

2021年4月1日から

2022年3月31日まで

事業報告

1 当金庫の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

[主要な事業内容]

当金庫は、中小企業金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とした金融機関として、貸出業務、預金業務、債券業務、為替業務、資金証券業務及び国際業務等を行っております。

[金融経済環境]

2021 年度のわが国経済をみますと、総じて緩やかな回復基調を辿ったものの、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けました。年度末にかけても、世界的な供給制約などを背景とした資源価格の高騰や、2022 年初頃からの新型コロナウイルス国内感染者の急増、2022 年2月のロシアによるウクライナ侵攻などから、先行きの不透明感が強まりました。

個人消費は、秋口から年末にかけては、行動制限の解除による外食・旅行等のサービス消費の 回復などにより持ち直しの動きがみられましたが、2022年初頃からの新型コロナウイルス感染症 の拡大に伴う行動制限などにより再び弱い動きとなりました。

中小企業についても、当金庫の「商工中金景況調査」において、2021 年 10 月調査では景況判断指数が持ち直したものの、2022 年 2 月調査では新型コロナウイルス感染症の拡大や燃料・原材料価格の高騰に伴い、同指数は下落し、景況感が再び「悪化」超となりました。

金融面につきましては、短期金利は日本銀行が金融緩和方針を堅持したことから低位で推移した一方、長期金利は米国金融政策が引き締め方向に転換し、海外金利が上昇する中、年度末にかけてやや上昇しました。円の対ドル相場は日米金利差の拡大を受け、年度末にかけて円安が進みました。日経平均株価は年度初めから概ね3万円弱の水準での一進一退が続いたのち、ウクライナ情勢緊迫化やこれに伴う資源価格の一段の高騰を背景に、2022年3月初めには一時2万5千円前後まで下落する場面もみられました。

[事業の経過及び成果]

当金庫は、2018 年 10 月公表の中期経営計画「商工中金経営改革プログラム」に基づき、株主の皆さまをはじめとする中小企業組合や中小企業の期待に応え、真の経営ニーズや課題に応じた最適なソリューションを効果的に提供する「経営支援総合金融サービス事業」を展開することで、お取引先の企業価値向上に貢献してまいりました。また、付加価値の高い業務を通じて、適正な収益を確保することに加え、聖域のない経営合理化を進めることにより、自立した持続可能なビジネスモデルの実現に向けて取り組んでまいりました。

■ビジネスモデルの確立に向けた取組み

経営改善、事業再生や事業承継等を必要としている中小企業や、リスクの高い事業に乗り出そうとしているもののうまく進められない中小企業に対して重点的に支援を行う分野を、AゾーンからDゾーンまでの重点分野として定義し、継続的に取組みを強化してまいりました。

Aゾーンは、事業性評価を起点に財務構造改革を実施したのち、本業支援を行うことで、企業価値向上を支援する取組みであり、2021年度においては特に、新型コロナウイルス感染症の影響で資金繰りが悪化したお取引先や、商流に変化が生じたお取引先に対する踏み込んだ支援を実施してまいりました。

Bゾーンは、債務超過や赤字等、財務・収支に課題を有しているお取引先に対し、経営改善計画の策定支援等を通じ、事業再生支援・経営改善を支援する取組みであり、新型コロナウイルス感染症の影響で財務・収支上の課題が顕在化したお取引先を含め、当金庫がサポートする取引先中小企業の収支改善、営業キャッシュ・フローの増加を通じ、過剰債務の圧縮等が図られるように、資本増強支援策も活用し、中長期的な目線をもって能動的にサポートしてまいりました。

Cゾーン(リスクの伴う海外展開や新事業進出の計画がある中小企業を支援する取組み)、及び Dゾーン(創業間もなく資金調達に不安がある等の悩みや課題を有している中小企業を支援する 取組み)は、新型コロナウイルス感染症の影響で事業計画や調達計画の変更を余儀なくされたお 取引先も多いことを踏まえ、これらの変更に対応するための新たなニーズを捉えた支援を実施してまいりました。

○重点分野の実績

	重要業績評価指標(KPI)	2021年度 実績
	取組件数	16,060件
Aゾーン	取組金額	15,897億円
	貸出残高	11,765億円
	計画策定支援(累計)	2,106件
	リファイナンス (累計)	2,071件
Bゾーン	ランクアップ数・率	460先・10.6%
	経営指標改善	2,262先・65.1%
	貸出残高	11,717億円
	取組件数	1,009件
Cゾーン	取組金額	1,842億円
	貸出残高	3,802億円
	取組件数	793件
Dゾーン	取組金額	414億円
	貸出残高	704億円

注. 記載実績(件数、先数を除く。)は、単位未満を四捨五入して表示しております。

■ビジネスモデルを支える仕組み

【経営合理化に向けた取組み】

新たなビジネスモデルの実現に向けて、全国ネットワークを維持しつつ、重点分野へのリソースの再配分とコストの最適化を図るため、営業窓口業務(融資渉外部門)の生産性向上、バックオフィス業務の効率化、フルバンク機能を含めた店舗機能の見直し等を実施してまいりました。

○「商工中金経営改革プログラム」における経営合理化への取組み



【ビジネスモデル実現のための体制の整備】

当金庫は、金融業界を取り巻く経営環境が一層厳しさを増していることを踏まえ、役職員一体で危機感を共有の上、未来志向の構造改革を進めてまいりました。

ビジネスモデルを支える屋台骨としてのコンプライアンス意識の定着化や内部管理態勢の強化に取り組むとともに、職員の能力を最大限に発揮できる人事制度の構築、ダイバーシティの推進やインクルージョンの浸透等に取り組んでまいりました。

コンプライアンスについては、不正事案発覚後にコンプライアンス態勢を大幅に刷新の上、 年度毎にコンプライアンス・顧客保護等管理プログラムを策定・実行することで継続的かつ効 果的に実効性の向上に取り組んでまいりました。当該プログラムに基づき、研修プログラムの 見直し、コンプライアンス検討会の取組み強化、エリア・コンプライアンスオフィサーの関与 強化、内部通報制度の拡充等を実施し、コンプライアンス意識の定着化を図るとともに、コン プライアンス意識調査等を実施することで改善状況について確認をしつつ、更なる意識向上に 取り組んでおります。

営業店業績評価については、営業店の自主計画に基づく顧客ニーズ起点の業務運営を実現するべく、評価基準や評価方法を継続的に見直し、ビジネスモデルを支える有効な手段として高度化に取り組んでまいりました。人事制度については、目標管理制度の評価方法について、営業店業績評価に連動して、行動目標、プロセス・顧客貢献度に対する評価を導入し、多様化する社会やお客さまのニーズを解決できる専門性や高度なスキルを持つ人材の育成を進めてまいりました。また、全職員が能力を発揮し、活躍できる環境を整え、組織風土改革の指針となる「ダイバーシティトップステイトメント」や、同ステイトメントの理念浸透に向けたロゴマークの決定、多様な働き方の実現に向けた取組み等を通じ、持続可能な業務執行態勢とお客さまの企業価値向上に貢献できる組織風土の醸成を進めてまいりました。

このような「商工中金経営改革プログラム」に基づく活動により、当期につきましては、次のような成果を収めることができました。

この間の株主の皆さま及びお取引先のご支援に厚くお礼申し上げます。

(預金)

預金は、流動性預金、定期性預金ともに減少した結果、期末残高が前期末比 1,857 億円減少し、5 兆 7,079 億円となりました。

(債券)

債券は、期末残高が前期末比2,446億円減少し、3兆5,425億円となりました。

(貸出金)

貸出金は、危機対応貸出を中心に新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への円滑な資金供給を行った結果、期末残高は前期末比864億円増加し、9兆6,078億円となりました。

(特定取引資産・特定取引負債)

特定取引資産は、期末残高は前期末比 19 億円減少し、131 億円となりました。 特定取引負債は、期末残高は前期末比 37 億円減少し、51 億円となりました。

(有価証券)

有価証券は、国内債券を中心として、市場環境を注視しつつ運用を行った結果、期末残高は前期末比 2,493 億円減少し、1 兆 2,151 億円となりました。

(総資産)

これらの結果、総資産の期末残高は前期比 2,932 億円減少し、12 兆 7,193 億円となりました。

(内国為替取扱高)

内国為替取扱高は、前期比1兆9,904億円減少し、19兆6,941億円となりました。

(外国為替取扱高)

外国為替取扱高は、貿易取引及び貿易外取引が増加した結果、前期比816百万ドル増加し、 7,199百万ドルとなりました。

(損益)

経常収益は、資金運用収益や特定取引収益等が増加した結果、前期比 105 億円増加し、1,285 億円となりました。経常費用は、営業経費等が減少した結果、前期比 119 億円減少し、983 億円となりました。

以上により、経常利益は前期比 225 億円増加し、302 億円となり、当期純利益は前期比 95 億円増加し、183 億円となりました。

[対処すべき課題]

長期金利が低位で推移する中、当金庫をはじめとする国内金融機関の収益には下押し圧力がかかっており、その中でも安定的な収益を確保していくためには、お取引先との対話を通じた課題・ニーズの共有及び踏み込んだ支援に伴う付加価値の高いソリューションの提供を一層加速させていく必要があります。

こうした課題に対処しつつ、当金庫が実現していきたい、これからの社会の姿の実現に向け、2022年3月に制定した「企業の未来を支えていく。日本を変化につよくする。」というパーパスを基軸に、2022年度から2024年度までの3年間を計画期間とする中期経営計画を策定いたしました。

中期経営計画では、中長期的に中小企業が直面する多種多様な経営課題を踏まえ、お取引先に不足する経営リソースを提供するべく、総合的な課題解決力を強化するとともに、「商工中金経営改革プログラム」で培ったビジネスモデルを強化し、より踏み込んだ企業支援に取り組んでまいります。

そのため、お取引先から課題や悩みを相談していただけるリレーションの構築、課題や悩みの 背景や本質を理解するための事業性評価力の強化、課題解決に繋がるソリューション提供の高度 化を着実に進めていき、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

また、当面は、新型コロナウイルス感染症の影響の大きさに鑑み、危機対応業務の指定金融機関として、2020年8月から取扱いを開始いたしました資本性劣後ローンを含めて、制度を的確に運用しつつ、影響を受けられた中小企業の皆さまに懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行ってまいります。

これらの取組みを持続的なものとするため、未来志向の業務改革と合理化に努めてまいります。 WEB やスマートフォンアプリ等の非対面チャネルを効果的に活用し、顧客利便性を確保しながら、 店舗機能の本部集中化等による店舗運営コストの低減と持続可能な調達方法の確立に取り組んで まいります。また、既存システムの効果的な代替を着実に進めるとともに、デジタル技術を活用 し、お取引先との対話に充てる時間を増やすことで、本業支援への取組みを強化してまいります。

また、引き続き、ビジネスモデルを支える屋台骨としてのコンプライアンス意識の定着化や内部管理態勢の強化に取り組むとともに、職員の能力を最大限に発揮できる人事制度の構築、ダイバーシティの推進やインクルージョンの浸透にも取り組み、新たな中期経営計画で目指すビジネ

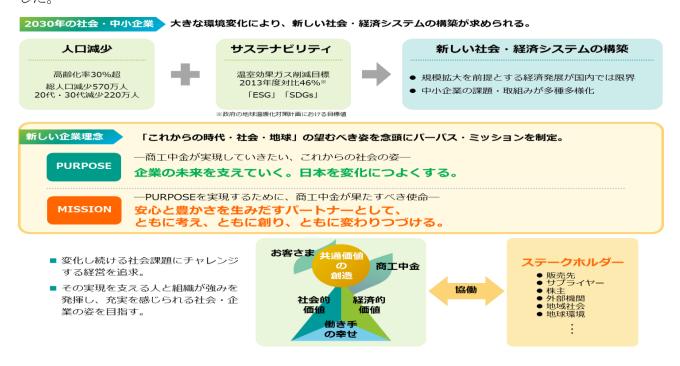
スモデルの実現に向けて邁進してまいります。

このような取組みにより、「中小企業による、中小企業のための金融機関」として、皆さまから信頼され、支持され、これまで以上にお役に立てるよう、役職員一同、全力で努力を続けてまいります。

株主の皆さまのこれまでの格別のお引き立てに感謝申し上げるとともに、引き続き力強いご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(ご参考) 2022~2024 年度 (3カ年) 中期経営計画の概要

当金庫が実現していきたい、これからの社会の姿の実現に向け、2022年3月に制定した新たな企業理念を基軸に、2022年度から2024年度までの3年間を計画期間とする中期経営計画を策定いたしました。



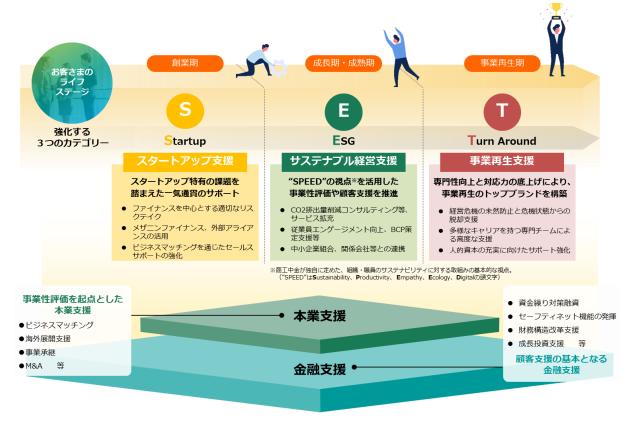
当金庫は、経営課題解決を通じてお客さまの企業価値向上に貢献し、安心と豊かさを生み出すパートナーとして選ばれる金融機関であり続けます。そのために、今回の中期経営計画では、3つの主要戦略(サービスのシフト、差別化分野の確立、企業変革)を掲げました。



主要戦略の1つ目である「サービスのシフト」により、多様化していく中小企業の経営課題を捉えて、その解決に取り組むお客さまに不足するリソースを提供するべく、『情報サービス』『人財サービス』『高度金融サービス』といった顧客サービスに力点を置いてまいります。



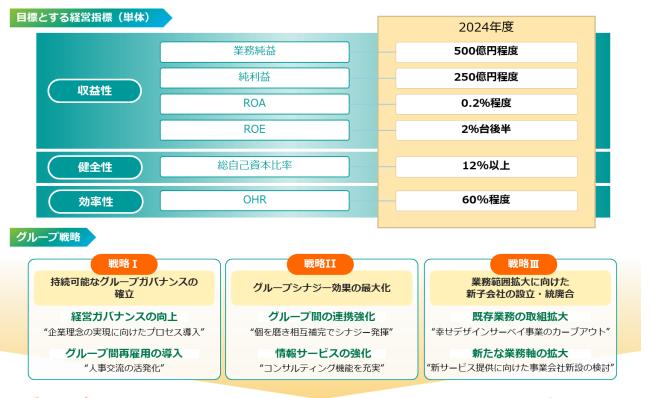
主要戦略の2つ目である「差別化分野の確立」では、2021年度までの「商工中金経営改革プログラム」で取り組んでまいりました金融支援と本業支援の取組みを基礎に、お客さまのライフステージ毎の経営課題に着目し、以下の3つの領域を「差別化分野」として取組みを強化してまいります。



主要戦略の3つ目である「企業変革」では、企業理念(招集ご通知1ページ参照)を基軸に、従来型の金融機関の枠を超え、多くの新しいチャレンジを育むため、当金庫自身の企業体質や組織風土改革を進めてまいります。



以上のように3つの主要な戦略を推進していくこと等により、2022~2024年度(3カ年)中期経営計画の最終年度においては、以下のとおりの経営指標を目標として掲げました。



グループ機能を子会社新設を含めて検討し、一体となって複合的にサービスを提供

(ご参考) 当金庫のサステナビリティに関する取組み

【サステナビリティに対する基本的考え方】

当金庫は、2022年3月に、環境や人権に対する基本的考え方や方針である「サステナビリティ基本規程」を定めました。同規程では、当金庫の組織・職員の取組みの基本的な視点として、"SPEED"の視点を設定し、具体的な目的と行動を定めております。"SPEED"とは、Sustainability、Productivity、Empathy、Ecology、Digitalの頭文字をとったものです。

当金庫は、中小企業組合や中小企業の皆さまとは「共感 (Empathy)」を第一に重要視し、"SPEED"の 視点を起点に、活動の輪を広げ、「共感の創造」をしてまいります。中小企業の金融円滑化に反するよ うな、支援の消極化を行うことはございません。

"SPEED"の視点



【気候変動リスクへの対応】

特に、サステナビリティに関する課題の中でも「気候変動リスクへの対応」は、多くの中小企業に影響を与える重要な課題で、当金庫における経営のトップリスクの一つと認識しております。気候変動リスクに対しても、当金庫は、"SPEED"の視点に基づき、お取引先との対話を通じて、お取引先の想いに共感し、ともに未来への「地図」を描き、この「地図」をもとに、サステナブルな未来を創る支援(サステナブル経営支援)を行ってまいります。

具体的には、当金庫から、事業性評価を起点とした "SPEED"の視点の診断サービス等 (ESG 診断、CO2 可視化支援等)を提供し、この診断結果等を通じて、現状の把握と課題共有を行い、それらをもとに、お取引先と対話を深め、計画策定の支援を行ってまいります。そして、サステナブルファイナンス (環境・社会に対する正のインパクトをもたらす (又は負のインパクトを低減する)事業への貸出、サステナビリティ向上に向けた伴走支援型融資)等により、計画実現に向けて、お取引先と、ともに歩んでまいります。



(2) 財産及び損益の状況

(単位:百万円)

				予述・ログロル
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
預 金	5, 057, 977	5, 082, 048	5, 893, 654	5, 707, 939
定 期 性 預 金	3, 288, 142	3, 195, 222	3, 571, 601	3, 453, 371
その他	1, 769, 835	1, 886, 825	2, 322, 052	2, 254, 567
 債 券	4, 238, 310	3, 990, 150	3, 787, 170	3, 542, 570
社			10,000	30, 000
貸 出 金	8, 289, 724	8, 294, 116	9, 521, 402	9, 607, 809
融資対象団体等向け	8, 115, 855	8, 122, 891	9, 345, 773	9, 416, 095
融資対象団体等向け以外	173, 869	171, 225	175, 628	191, 713
特 定 取 引 資 産 (トレーディング資産)	14, 132	14, 843	15, 109	13, 147
特 定 取 引 負 債 (トレーディング負債)	8, 404	8, 367	8, 928	5, 197
有 価 証 券	1, 383, 976	1, 283, 350	1, 464, 472	1, 215, 141
国債	606, 776	502, 984	734, 260	537, 291
その他	777, 199	780, 366	730, 211	677, 850
総資産	11, 749, 830	11, 149, 348	13, 012, 603	12, 719, 338
内 国 為 替 取 扱 高	20, 233, 347	21, 255, 368	21, 684, 640	19, 694, 189
外国為替取扱高	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル
	6, 967	6, 746	6, 382	7, 199
経 常 利 益	30, 791	20, 581	7, 670	30, 207
当 期 純 利 益	14, 485	13, 735	8, 773	18, 305
1株当たり当期純利益	6円65銭	6円31銭	4円3銭	8円41銭

- 注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 該当ない場合は「一」で表示しております。
 - 3. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数(自己株式数を控除した株式数)で除して算出しております。

(参考) 連結業績

(単位:百万円)

		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度		
経	常	収	益	181, 244	153, 835	151, 777	149, 384
経	常	利	益	32, 199	21,664	8, 503	30, 604
親会当		Eに帰属 ⁻ 純 利	する 益	15, 430	14, 543	9, 242	18, 522
純	資	産	額	964, 082	959, 450	979, 554	988, 439
総	1	資	産	11, 818, 536	11, 219, 507	13, 083, 272	12, 787, 705

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

						当	年	度	末
使		用	人		数				3,515人
亚		均	年		齢				38年8月
亚	均	勤	続	年	数				15年5月
平	均	給	与	月	額				446 千円

- 注1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を除いた在籍者数を記載しております。
 - 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額で、時間外勤務手当等を含んでおります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	7179							
			_				当	末
							店 うち出張	所
北	消	華	道	±	也	区	5 (1)
東		北		地		区	9 (1)
関	東	甲	信	越	地	区	33 (4)
東		海		地		区	10 (1)
北		陸		地		区	4 (—)
近		畿		地		区	15 (1)
中		玉		地		区	10 (1)
四		玉		地		区	4 (—)
九	州	•	沖	縄	地	区	12 (1)
国			内			計	102 (10)
海			外			計	1 (—)
合						計	103 (10)

- 注1. 該当がない場合は「一」で表示しております。
 - 2. 記載営業所数には、「店舗内店舗」方式である神田支店、梅田支店及び箕面船場支店、熱田支店、副都心営業部(新宿支店及び渋谷支店)、川崎支店及び横浜西口支店並びに新木場支店が含まれております。
 - 3. 上記のほか、駐在員事務所を以下のとおり設置しております。

当	年	度	:	末
		3	力	所

ロ 当年度新設営業所 該当ございません。

ハ 代理組合等の一覧

「	<u> </u>	組合等代理以
氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	外の主要業務
北央信用組合	北海道札幌市中央区南一条西八丁目7番地の1	信用協同組合
札幌中央信用組合	北海道札幌市中央区南二条西二丁目 12 番地	信用協同組合
ウリ信用組合	北海道札幌市中央区大通西十二丁目4番70	信用協同組合
函館商工信用組合	北海道函館市千歳町9番6号	信用協同組合
空知商工信用組合	北海道美唄市西二条南二丁目1番1号	信用協同組合
十勝信用組合	北海道帯広市大通南九丁目 18・20 番地	信用協同組合
釧路信用組合	北海道釧路市北大通九丁目2番地	信用協同組合
青森県信用組合	青森県青森市大字浜田字玉川 207番1	信用協同組合
石巻商工信用組合	宮城県石巻市中央二丁目9番3号	信用協同組合
古川信用組合	宮城県大崎市古川十日町7番8号	信用協同組合
仙北信用組合	宮城県栗原市若柳字川北中町11番地	信用協同組合
秋田県信用組合	秋田県秋田市南通亀の町4番5号	信用協同組合
北郡信用組合	山形県村山市楯岡晦日町1番8号	信用協同組合
山形中央信用組合	山形県長井市本町一丁目3番3号	信用協同組合
山形第一信用組合	山形県東置賜郡高畠町大字高畠 687 番地	信用協同組合
福島県商工信用組合	福島県郡山市堂前町7番7号	信用協同組合
いわき信用組合	福島県いわき市小名浜花畑町2番地の5	信用協同組合
相双五城信用組合	福島県相馬市中村字大町 69 番地	信用協同組合
会津商工信用組合	福島県会津若松市中央一丁目1番30号	信用協同組合
茨城県信用組合	茨城県水戸市大町二丁目3番12号	信用協同組合
真岡信用組合	栃木県真岡市並木町一丁目 13 番地 1	信用協同組合
那須信用組合	栃木県那須塩原市永田町6番9号	信用協同組合
あかぎ信用組合	群馬県前橋市六供町 856 番地 1	信用協同組合
群馬県信用組合	群馬県安中市原市 668 番地 6	信用協同組合
ぐんまみらい信用組合	群馬県高崎市田町 125 番地	信用協同組合
熊谷商工信用組合	埼玉県熊谷市本町二丁目 57 番地	信用協同組合
埼玉信用組合	埼玉県本庄市児玉町児玉 44 番地 16	信用協同組合
房総信用組合	千葉県茂原市高師町一丁目 10 番地 5	信用協同組合
銚子商工信用組合	千葉県銚子市東芝町 1 番地の 19	信用協同組合
君津信用組合	千葉県木更津市潮見三丁目3番地	信用協同組合
全東栄信用組合	東京都千代田区神田小川町三丁目6番地の1	信用協同組合
東浴信用組合	東京都千代田区東神田一丁目 10番2号	信用協同組合
文化産業信用組合	東京都千代田区神田神保町一丁目 101 番地	信用協同組合
東京厚生信用組合	東京都新宿区西新宿六丁目2番18号	信用協同組合
東信用組合	東京都墨田区吾妻橋一丁目5番3号	信用協同組合
江東信用組合	東京都江東区住吉二丁目6番8号	信用協同組合
青和信用組合	東京都葛飾区高砂三丁目 12番 2号	信用協同組合
中ノ郷信用組合	東京都墨田区東駒形四丁目5番4号	信用協同組合
共立信用組合	東京都大田区大森西一丁目7番2号	信用協同組合
七島信用組合	東京都大島町元町四丁目1番3号	信用協同組合

大東京信用組合	東京都港区東新橋二丁目6番10号	信用協同組合
第一勧業信用組合	東京都新宿区四谷二丁目 13 番地	信用協同組合
神奈川県医師信用組合	神奈川県横浜市中区長者町三丁目8番地11	信用協同組合
横浜幸銀信用組合	神奈川県横浜市中区尾上町五丁目 77 番地 1	信用協同組合
小田原第一信用組合	神奈川県小田原市栄町二丁目 9番 35 号	信用協同組合
相愛信用組合	神奈川県愛甲郡愛川町中津 290 番地	信用協同組合
新潟縣信用組合	新潟県新潟市中央区営所通一番町 302 番地 1	信用協同組合
興栄信用組合	新潟県新潟市西区内野町 1066 番地	信用協同組合
はばたき信用組合	新潟県新潟市江南区旭二丁目1番2号	信用協同組合
協栄信用組合	新潟県燕市東太田 6984 番地	信用協同組合
三條信用組合	新潟県三条市興野三丁目 11 番 12 号	信用協同組合
巻信用組合	新潟県新潟市西蒲区巻甲 4180 番地 1	信用協同組合
新潟大栄信用組合	新潟県燕市分水桜町一丁目4番14号	信用協同組合
塩沢信用組合	新潟県南魚沼市塩沢 1198 番地	信用協同組合
糸魚川信用組合	新潟県糸魚川市南寺町一丁目8番41号	信用協同組合
富山県信用組合	富山県富山市大手町3番5号	信用協同組合
金沢中央信用組合	石川県金沢市上近江町15番地	信用協同組合
石川県医師信用組合	石川県金沢市鞍月東二丁目 48 番地	信用協同組合
山梨県民信用組合	山梨県甲府市相生一丁目2番34号	信用協同組合
都留信用組合	山梨県富士吉田市下吉田二丁目 19番 11号	信用協同組合
長野県信用組合	長野県長野市新田町 1103 番地 1	信用協同組合
岐阜商工信用組合	岐阜県岐阜市美江寺町二丁目4番地3	信用協同組合
イオ信用組合	岐阜県岐阜市加納桜田町三丁目 11 番地 2	信用協同組合
飛驒信用組合	岐阜県高山市花岡町一丁目 13 番地 1	信用協同組合
益田信用組合	岐阜県下呂市森 690 番地 1	信用協同組合
しずおか焼津信用金庫	静岡県静岡市葵区相生町1番1号	信用金庫
静清信用金庫	静岡県静岡市葵区昭和町2番地の1	信用金庫
浜松磐田信用金庫	静岡県浜松市中区元城町 114 番地の 8	信用金庫
沼津信用金庫	静岡県沼津市大手町五丁目6番16号	信用金庫
三島信用金庫	静岡県三島市芝本町12番3号	信用金庫
富士宮信用金庫	静岡県富士宮市元城町 31 番 15 号	信用金庫
島田掛川信用金庫	静岡県掛川市亀の甲二丁目 203 番地	信用金庫
富士信用金庫	静岡県富士市青島町 212 番地	信用金庫
遠州信用金庫	静岡県浜松市中区中沢町81番18号	信用金庫
岡崎信用金庫	愛知県岡崎市菅生町字元菅 41 番地	信用金庫
信用組合愛知商銀	愛知県名古屋市中村区亀島一丁目6番18号	信用協同組合
豊橋商工信用組合	愛知県豊橋市前田町一丁目9番4	信用協同組合
愛知県中央信用組合	愛知県碧南市栄町二丁目 41 番地	信用協同組合
滋賀県信用組合	滋賀県甲賀市水口町八光2番45号	信用協同組合
京都信用金庫	京都府京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町7番地	信用金庫
京都北都信用金庫	京都府宮津市字鶴賀 2054 番地の 1	信用金庫
大同信用組合	大阪府大阪市西区北堀江一丁目4番3号	信用協同組合
成協信用組合	大阪府東大阪市足代南一丁目 11番9号	信用協同組合

大阪協栄信用組合	大阪府大阪市中央区日本橋二丁目 9番 18号	信用協同組合
大阪貯蓄信用組合	大阪府大阪市淀川区西三国一丁目 21 番 40 号	信用協同組合
のぞみ信用組合	大阪府大阪市中央区内本町二丁目3番5号	信用協同組合
大阪府医師信用組合	大阪府大阪市天王寺区清水谷町 19番 14号	信用協同組合
兵庫県信用組合	兵庫県神戸市中央区栄町通三丁目4番17号	信用協同組合
淡陽信用組合	兵庫県洲本市栄町一丁目3番17号	信用協同組合
鳥取信用金庫	鳥取県鳥取市栄町 645 番地	信用金庫
米子信用金庫	鳥取県米子市東福原二丁目5番1号	信用金庫
倉吉信用金庫	鳥取県倉吉市昭和町一丁目 60 番地	信用金庫
島根中央信用金庫	島根県出雲市今市町 252 番地 1	信用金庫
島根益田信用組合	島根県益田市駅前町 14番 23号	信用協同組合
朝銀西信用組合	岡山県岡山市北区駅前町二丁目6番19号	信用協同組合
笠岡信用組合	岡山県笠岡市笠岡 2388 番地の 40	信用協同組合
広島市信用組合	広島県広島市中区袋町3番17号	信用協同組合
広島県信用組合	広島県広島市中区富士見町1番17号	信用協同組合
信用組合広島商銀	広島県広島市中区西平塚町4番12号	信用協同組合
両備信用組合	広島県府中市元町 462 番地の 10	信用協同組合
備後信用組合	広島県福山市野上町三丁目2番3号	信用協同組合
山口県信用組合	山口県山陽小野田市中央一丁目2番40号	信用協同組合
徳島信用金庫	徳島県徳島市紺屋町8番地	信用金庫
阿南信用金庫	徳島県阿南市富岡町トノ町 28 番地 14	信用金庫
香川県信用組合	香川県高松市亀井町 9 番地 10	信用協同組合
土佐信用組合	高知県土佐市高岡町甲 2137 番地 1	信用協同組合
宿毛商銀信用組合	高知県宿毛市宿毛 5508 番地	信用協同組合
福岡県信用組合	福岡県福岡市中央区赤坂一丁目 10番 17号	信用協同組合
佐賀県医師信用組合	佐賀県佐賀市水ヶ江一丁目 12番 10号	信用協同組合
佐賀東信用組合	佐賀県佐賀市神野東二丁目3番1号	信用協同組合
佐賀西信用組合	佐賀県鹿島市大字高津原 4369 番地 1	信用協同組合
長崎三菱信用組合	長崎県長崎市水の浦町1番2号	信用協同組合
長崎県医師信用組合	長崎県長崎市茂里町3番27号	信用協同組合
西海みずき信用組合	長崎県佐世保市松川町1番19号	信用協同組合
福江信用組合	長崎県五島市中央町8番地15	信用協同組合
熊本県信用組合	熊本県熊本市中央区紺屋今町1番1号	信用協同組合
大分県信用組合	大分県大分市中島西二丁目4番1号	信用協同組合
宮崎県南部信用組合	宮崎県日南市吾田東十丁目8番16号	信用協同組合
鹿児島興業信用組合	鹿児島県鹿児島市東千石町 17番 11号	信用協同組合
奄美信用組合	鹿児島県奄美市名瀬幸町6番5号	信用協同組合
株式会社沖縄海邦銀行	沖縄県那覇市久茂地二丁目9番12号	普通銀行
コザ信用金庫	沖縄県沖縄市上地二丁目 10 番 1 号	信用金庫
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号	普通銀行
全国経済事業協同組合連合会	東京都中央区日本橋茅場町二丁目8番4号	事業協同組合

ニ 株式会社商工組合中央金庫が営む銀行代理業等の状況 該当ございません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位 百万円)

設備投資の総額	1, 646
---------	--------

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設

(単位 百万円)

内 容	金	額	
美住ビル電気設備工事			1, 221

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務 内容	資本金	当金庫が有 する子会社 等の議決権 比率(%)	その他
八重洲商工株式会社	東京都港区芝大門 二丁目 12 番 18 号	事務代行業務	90 百万円	100.00	_
株式会社商工中 金情報システム	東京都東村山市美住町二丁目10番1	ソフトウェ アの開発、計 算受託業務	70 百万円	— (100. 00)	_
商工サービス株 式会社	東京都港区芝大門 二丁目 12番 18号	福利厚生業務	32 百万円	62. 50 (37. 50)	_
八重洲興産株式会社	東京都港区芝大門	不動産管理業務	35 百万円	100.00	_
株式会社商工中 金経済研究所	東京都港区芝大門 二丁目 12番 18号	情報サービス、コン サルティング業務	80 百万円	23. 07 (76. 92)	_
商工中金リース 株式会社	東京都台東区上野 一丁目 10番 12号	リース業務	1,000 百万円	100.00	_
商工中金カード株式会社	東京都港区芝大門二丁目 12 番 18 号	クレジット カード業務	70 百万円	100. 00	_

- 注1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 当金庫が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

- 3. 当金庫が有する子会社等の議決権比率欄の() 内は、子会社等が有する議決権の比率であります。
- 4. 該当がない場合は「一」で表示しております。
- 5. 連結対象の子会社等は上記7社であります。

重要な業務提携の概況

該当ございません。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(8) その他現況に関する重要な事項

重要な業務提携の概況

- 1. 地域金融機関との協調融資や情報交換を密に行うため、2022 年 3 月 31 日現在、445 の地域 金融機関(全国地方銀行協会加盟行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫及び信用組合等) と業務協力文書を締結しております。
- 2. アジア地域に進出される中小企業の皆さまに対し、金融サービス面でのサポートを強化するため、スタンダードチャータード銀行、交通銀行、バンコック銀行、バンクネガラインドネシア及びリサール商業銀行と業務提携をしております。
- 3. 下記金融機関と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動引き出しサービスを行っております。

株式会社みずほ銀行、株式会社三菱 UFJ 銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社新生銀行、株式会社あおぞら銀行、三菱 UFJ 信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社及び三井住友信託銀行株式会社

- 4. 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動預け入れ・引き出しサービスを行っております。
- 5. 下記金融機関等と提携し、提携先の現金自動設備による現金自動預け入れ・引き出しサービスを行っております。

株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン銀行

2 会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

				C/14/01111/
氏	名	地位及び担当	重要な兼職	その他
関根	正裕	取締役社長執行役員(代表取締役) 業務執行全般 監査部 コンプライアンス統括部 店舗・業務改革推進プロジェ クトチーム	_	l
小原	広之	取締役常務執行役員 主計部 危機対応業務部	_	_
多胡	秀人	取締役(社外取締役)	一般社団法人地域の魅力研究所代表理事	_

	I		
		株式会社山陰合同銀行社外取締役	
		株式会社東和銀行社外取締役	
		株式会社エフテック社外監査役	
		トーヨーカネツ株式会社社外取締役	
中村 重治	取締役(社外取締役)	(監査等委員)	_
		リケンテクノス株式会社社外取締役	
		(監査等委員)	
大川 順子	取締役(社外取締役)	_	_
		株式会社大久保アソシエイツ代表取	
		締役社長	
		セガサミーホールディングス株式会	
		社社外監査役	
		サンフロンティア不動産株式会社社	
	取締役(社外取締役)	外取締役	
		株式会社ブレインパッド社外取締役	
大久保 和孝		(監査等委員)	_
		株式会社 LIFULL 社外取締役	
		株式会社サーラコーポレーション社	
		外取締役	
		武蔵精密工業株式会社社外取締役	
		(監査等委員)	
		株式会社 SS Dnaform 代表取締役社長	
岡本 泰一郎	常勤監査役	_	_
岡田 不二郎	常勤監査役(社外監査役)		
		鈴木諭法律事務所弁護士 	
寺脇 一峰	監査役(社外監査役)	キユーピー株式会社社外監査役	_
,		芝浦機械株式会社社外取締役	
		鹿島建設株式会社社外監査役	
		早稲田大学商学学術院教授	
		神奈川中央交通株式会社社外取締役	
金子 裕子		三菱 HC キャピタル株式会社社外取締	_
		役(監査等委員)	
		横浜ゴム株式会社社外取締役	

注1. 当金庫は、執行役員制度を採用しており、取締役会において、業務を行う取締役として委任型の執行役員を選任しております。なお、2022年4月1日現在、上記の取締役を兼務する委任型の執行役員のほか、以下の委任型の執行役員を取締役会において選任しております。

氏名	地位
中 谷 肇	副社長執行役員
本幡 克哉	常務執行役員
牧野 秀行	常務執行役員
森野 真一郎	常務執行役員
萩 尾 太	常務執行役員

阿 部 学	常務執行役員
野上 武彦	常務執行役員
中塩 浩幸	常務執行役員
山田 真也	常務執行役員

- 2. 取締役中村重治氏は、2022年6月開催予定の株式会社エフテック定時株主総会の終結の時をもって、同社社外監査役を退任予定であります。
- 3. 取締役大川順子氏は、2022 年 6 月開催予定の KDDI 株式会社定時株主総会において、同社社 外取締役に就任予定であります。また、同氏は、2022 年 6 月開催予定の朝日放送グループホ ールディングス株式会社定時株主総会において、同社社外取締役(監査等委員)に就任予定 であります。当金庫とこれら二社との間に、特別な関係はありません。
- 4. 監査役岡田不二郎氏は、2022年5月開催予定の株式会社TSIホールディングス定時株主総会において、同社社外監査役に就任予定でありますが、当金庫と同社との間に特別な関係はありません。
- 5. 監査役金子裕子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する知見を有する ものであります。
- 6. 当事業年度中に退任した役員は、以下のとおりであります。退任した役員の地位及び担当並びに重要な兼職は、退任時のものです。

氏名		地位及び担当	重要な兼職	その他
्रीता मार	. ப் ர	取締役常務執行役員		2021年6月22日
河野	一郎	主計部、危機対応業務部	_	辞任
细沙	中 立	取締役専務執行役員		2022 年 3 月 30 日
鍜治	克 彦	経営企画部、DX 推進部、システム部		辞任

7. 該当がない場合は「一」で表示しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ 当事業年度に係る報酬等の総額

(単位:百万円)

Þ	支給		報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
	分	人数	報酬寺(7) 秘領	固定報酬	退職慰労金
野纹如	社内 取締役	4人	65 (うち報酬以外の金額3)	62	3
取締役	社外 取締役	4人	30 (うち報酬以外の金額 2)	28	2
監査役	社内 監査役	1人	18 (うち報酬以外の金額1)	17	1
血且仅	社外 監査役	3人	31 (うち報酬以外の金額2)	29	2
計		12 人	146 (うち報酬以外の金額9)	137	9

- 注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 会社役員に対する報酬限度額は、2008 年 12 月 16 日開催の第 1 回株主総会において、取締役については月額 20 百万円以内、監査役については月額 5 百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は 12 名 (うち社外取締役 1 名)、監査役の員数は 4 名 (うち社外監査役 2 名) であります。

- 3. 取締役の「報酬等の総額」には、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額5百万円を含めております。また、監査役の「報酬等の総額」には、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額3百万円を含めております。
- 4. 取締役の「退職慰労金」には、役員退職慰労引当金繰入額5百万円を含めております。また、監査役の「退職慰労金」には、役員退職慰労引当金繰入額3百万円を含めております。
- 5. 上記取締役の支給人数には、2021年6月22日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって 辞任した取締役1名、2022年3月30日に辞任した取締役1名が含まれております。
- 6. 当金庫は指名委員会等設置会社ではありませんが、取締役会の諮問を受け、取締役及び監査 役の報酬及び退職慰労金に係る事項等を審議する機関として、その過半が社外有識者(社外 取締役を含む。)により構成されている報酬委員会を設置しております。取締役及び監査役が 受ける個人の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針について、同委員会の答 申を受け、取締役の報酬については取締役会の決議により、また、監査役の報酬については 監査役の協議により定めております。
- 7. 役員退職慰労金については、以下のとおり定めております。
 - ・執行役員を兼務する取締役

退職の日における「役員退職慰労金の算定基準となる報酬月額」×0.125×在職期間(月数) ×業績勘案率※

- ※業績勘案率は、報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役会の決議により、0.0~ 2.0の範囲内で決定しております。
- 社外取締役、監査役

「役員退職慰労金の算定基準となる報酬月額」×0.125×在職期間(月数)報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定しております。

ロ 役員の報酬等の算定方法の決定方針等

・ 当該方針の決定の方法

取締役会で決議されている規程に基づき決定しており、取締役会の報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役の報酬等については取締役会の決議により、また監査役の報酬等については監査役の協議により、決定しております。取締役及び監査役が受ける個人の報酬額又はその算出方法に係る決定に関する方針について、報酬委員会の答申を受けております。

・ その方針の内容の概要

報酬は、固定(月額)報酬のみを採用しており、業績連動報酬や非金銭報酬はありません。 また、役員退職慰労金は、取締役会で決議されている規程に基づき、所定の計算式により金額を算出しており、支給の都度、報酬委員会に諮問した上で決定しております。

・ 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役 会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が原案について決定方針 との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重 し決定方針に沿うものであると判断しております。

注. 当金庫においては、取締役会の委任決議に基づき取締役社長執行役員(代表取締役)関根正裕氏が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は規程に定める取締役の報酬額の範囲において兼務する執行役員の職位によって、取締

役の個人別の報酬額を決定するものであります。これらの権限を委任した理由は、規程に定める役員報酬の月額に関し、役付取締役の報酬月額については、同一の役付取締役であっても兼務する執行役員の職位によって異なるためであります。取締役会は、当該権限が取締役社長執行役員(代表取締役)によって適切に行使されるよう、報酬委員会の答申を受けて決定した具体的な報酬額の報告を受ける等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会は、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
多胡 秀人	在任中、その任務を怠ったことにより当金庫に損害を与えた場合におい
中村 重治	て、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法
大川 順子	第 425 条第 1 項に規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を
大久保 和孝	負うものとし、その余の金額については当金庫に対して責任を負わない
岡田 不二郎	ものとします。
寺脇 一峰	
金子 裕子	

(4) 補償契約

イ 在任中の会社役員との間の補償契約

会社役員の氏名	補償契約の内容の概要		
	会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を2022年6		
	月開催予定の定時株主総会終結後に締結する予定でありま		
	す。当該契約においては、会社役員の職務の執行の適正性		
	が損なわれないようにするため、主として次の措置を講じ		
	る予定であります。		
	(1) 会社法第430条の2第1項第1号に定める「職務の		
	執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、		
	又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処する		
	ために支出する費用」、すなわち、弁護士費用等の		
	防御費用を、法令の定める範囲内において当金庫が		
当金庫のすべての取締役、	補償することとしており、同項第2号に定める「職		
監査役及び委任型執行役員	務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する」		
	ことにより生ずる損失等は、補償の対象外としてお		
	ります。		
	(2) 訴えによるかどうかを問わず、当金庫が会社役員に		
	対して責任追及をするような場面では、防御費用も		
	補償の対象外となります。		
	(3) 当金庫が会社役員に対し補償金を支払った後に、そ		
	の職務を行うにつき当該会社役員に悪意又は重大な		
	過失があったことを知った場合等には、当金庫が当		
	該会社役員に対し補償金の全部又は一部の返還を請		
	求することとしております。		

ロ 補償契約の履行等に関する事項 該当ございません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
	当金庫は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、
	当該保険により、被保険者が負担することとなる、役員等がそ
	の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る
当金庫のすべての	請求を受けることによって生じることのある損害を補填するこ
取締役、監査役及び	ととします。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害、法
委任型執行役員	令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因
	する損害等については、補填されない等、一定の免責事由があ
	り、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を
	講じております。保険料は、当金庫が全額負担しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(年度末現在)

氏 名	兼職その他の状況		
	一般社団法人地域の魅力研究所	代表理事	
多胡 秀人	株式会社山陰合同銀行	社外取締役	
	株式会社東和銀行	社外取締役	
	株式会社エフテック	社外監査役	
中村 重治	トーヨーカネツ株式会社	社外取締役 (監査等委員)	
	リケンテクノス株式会社	社外取締役(監査等委員)	
大川 順子	該当ございません。		
	株式会社大久保アソシエイツ	代表取締役社長	
	セガサミーホールディングス株式会社	社外監査役	
	サンフロンティア不動産株式会社	社外取締役	
大久保 和孝	株式会社ブレインパッド	社外取締役 (監査等委員)	
八人休 相子	株式会社 LIFULL	社外取締役	
	株式会社サーラコーポレーション	社外取締役	
	武蔵精密工業株式会社	社外取締役 (監査等委員)	
	株式会社SS Dnaform	代表取締役社長	
岡田 不二郎	該当ございません。		
	鈴木諭法律事務所	弁護士	
 寺	キユーピー株式会社	社外監査役	
寸 伽 一畔	芝浦機械株式会社	社外取締役	
	鹿島建設株式会社	社外監査役	
	早稲田大学	商学学術院教授	
 金子 裕子	神奈川中央交通株式会社	社外取締役	
立丁 竹丁	三菱 HC キャピタル株式会社	社外取締役 (監査等委員)	
	横浜ゴム株式会社	社外取締役	

- 注 1. 取締役多胡秀人氏は、一般社団法人地域の魅力研究所の代表理事、株式会社山陰合同銀行の社外取締役及び株式会社東和銀行の社外取締役でありますが、当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。
 - 2. 取締役中村重治氏は、株式会社エフテックの社外監査役、トーヨーカネツ株式会社の社外 取締役(監査等委員)及びリケンテクノス株式会社の社外取締役(監査等委員)でありま すが、当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。なお、同氏は2022年6月開催 予定の株式会社エフテック定時株主総会の終結の時をもって、同社社外監査役を退任予定 であります。
 - 3. 取締役大川順子氏は、2022年6月開催予定のKDDI株式会社定時株主総会において、同社 社外取締役に就任予定であります。また、同氏は、2022年6月開催予定の朝日放送グル ープホールディングス株式会社定時株主総会において、同社社外取締役(監査等委員)に 就任予定であります。当金庫とこれら二社との間に、特別な関係はありません。
 - 4. 取締役大久保和孝氏は、株式会社大久保アソシエイツの代表取締役社長、セガサミーホールディングス株式会社の社外監査役、サンフロンティア不動産株式会社の社外取締役、株式会社ブレインパッドの社外取締役(監査等委員)、株式会社 LIFULL の社外取締役、株式会社サーラコーポレーションの社外取締役、武蔵精密工業株式会社の社外取締役(監査等委員)及び株式会社 SS Dnaform の代表取締役社長でありますが、当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。
 - 5. 監査役岡田不二郎氏は、2022 年 5 月開催予定の株式会社 TSI ホールディングス定時株主総会において、同社社外監査役に就任予定でありますが、当金庫と同社との間に特別な関係はありません。
 - 6. 監査役寺脇一峰氏は、鈴木諭法律事務所の弁護士、キューピー株式会社の社外監査役、芝浦機械株式会社の社外取締役及び鹿島建設株式会社の社外監査役でありますが、当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。
 - 7. 監査役金子裕子氏は、早稲田大学の教授、神奈川中央交通株式会社の社外取締役、三菱 HC キャピタル株式会社の社外取締役(監査等委員)及び横浜ゴム株式会社の社外取締役でありますが、当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
多胡 秀人	12 カ月 (通算 45ヵ月)	当期開催の取締役会 17 回のうち 16 回に出席しております。	主に経験豊富な金融機関経営等に係る視点から積極的な発言を行っております。また、地域金融のプロフェッショナルとして、事業性評価、再生支援及び地域金融機関連携等について、本部各部室においてアドバイスをする等役割を果たしております。
中村 重治	12 カ月 (通算 45 ヵ月)	当期開催の取締役会 17 回すべてに出席しております。	主に経験豊富な経営及び金融等 に係る視点から積極的な発言を 行っております。また、人事委員

			会及び報酬委員会の委員長とし
			て、これらの委員会に出席し、積
			極的な意見を述べ、役員選任プ
			ロセスの透明性確保において主
			導的役割を果たしております。
			主に経験豊富なお客さま対応、
			企業再生、ダイバーシティ推進
			等に係る視点から積極的な発言
大川 順子	12 ヵ月	当期開催の取締役会 17 回すべ	を行っております。また、大手航
八川順丁	(通算 21 ヵ月)	てに出席しております。	空会社での経験に基づき、新た
			な企業理念制定に関してアドバ
			イスをする等役割を果たしてお
			ります。
			主に経験豊富なガバナンス、フ
		当期開催の取締役会 17 回のうち 16 回に出席しております。	ァイナンス、コンプライアンス、
	12 カ月 (通算 21 ヵ月)		地域活性化等に係る視点から積
			極的な発言を行っております。
大久保 和孝			また、全部室店長向けに、コンプ
			ライアンス・リスクマップに関
			する研修を行い、リテラシー向
			上を図る等役割を果たしており
			ます。
		当期開催の取締役会 17 回すべ	 主に監査分野における豊富な経
岡田 不二郎	12 ヵ月	てに出席しております。	験と企業法務の視点から発言を
	(通算 45 ヵ月)	当期開催の監査役会 16 回すべ	行っております。
		てに出席しております。	1, - 1, - 2, - 2, - 3, - 3, - 3, - 3, - 3, - 3
		当期開催の取締役会 17 回すべ	 主に監査分野における豊富な経
 寺脇 一峰	12ヵ月	てに出席しております。	験と弁護士としての専門的な視
1,700	(通算 45 ヵ月)	当期開催の監査役会 16 回すべ	点から発言を行っております。
		てに出席しております。	
		当期開催の取締役会 17 回すべ	主に監査分野における豊富な経
 金子 裕子	子 12 カ月 (通算 45 ヵ月)	てに出席しております。	験と公認会計士としての専門的
1 H 1		当期開催の監査役会 16 回すべ	な視点から発言を行っておりま
		てに出席しております。	す。

注.「取締役会への出席状況」と「取締役会における発言その他の活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要」には、監査役会への出席状況と監査役会における発言その他の活動状況を含めて記載しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位:百万円)

	支給 人数	株式会社商工組合中央金庫からの報酬等	株式会社商工組合中 央金庫の子会社等か らの報酬等	退職慰労金
取締役	4人	30 (うち報酬以外の金額2)	該当ございません。	2
監査役	3人	31 (うち報酬以外の金額2)	該当ございません。	2
報酬等の合計	7人	62 (うち報酬以外の金額4)	該当ございません。	4

- 注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2.「株式会社商工組合中央金庫からの報酬等」には、取締役の役員退職慰労引当金繰入額2百万円、及び監査役の役員退職慰労引当金繰入額2百万円を含めております。
 - 3. 「退職慰労金」には、取締役の役員退職慰労引当金繰入額2百万円、及び監査役の役員退職 慰労引当金繰入額2百万円を含めております。

(4) 社外役員の意見

該当ございません。

4 当金庫の株式に関する事項

(1) 株式数発行可能株式総数普通株式4,000,000,000 株危機対応準備金株式10 株

発行済株式の総数 普通株式 2,186,531,448 株

(2) 当年度末株主数 23,351 名

(3) 大株主

株	主の氏名又は名	称			持株数等	持株比率
財	務	大	B	Ĺ	1,016,000 千株	46.69%
全	日本火災共	済協同組	合連合会	3	9,300 千株	0.42%
中	部 交 通 爿	片 済 協	同組台	ì	8,085 千株	0.37%
関	東交通	片 済 協	同組台	ì	6,639 千株	0.30%
株	式 会	社 珈	栄 쇰	ř	6,087 千株	0.27%
鹿	児島県火	災共済協	易同組合	ì	5,506 千株	0. 25%
東	銀 リ ー	ス株っ	式 会 社	-	5,300 千株	0. 24%
東	京木材間	問屋 協	同組台	ì	5,000 千株	0. 22%
協	同組合小山	教育産業	グルーフ	0	4,823 千株	0.22%
大	阪船場繊維	卸商団地	協同組合	`	4,810 千株	0.22%

- 注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 持株比率は、自己株式数(10,666 千株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨て て表示しております。

(4) 株主構成

区		分	持	株	数	等	持	株	比	率
政		府		1,	016, 000) 千株			4	6. 69%
中	小 企 業 等 協 同 組	合			669	9, 786			;	30. 78
	事業協同組合・同連合	会			60	6, 423			;	27.87
	事業協同小組	合				0				0.00
	信用協同組合・同連合	会			6	1, 489				2.82
	企業組	合				1,872				0.08
協	業組	合			(6, 311				0.29
商	工組合・同連合	会			23	3,840				1.09
商	店街振興組合・同連合	会				1,689				0.07
生	活衛生同業組合・同連合	会			;	3, 835				0.17
酒	類業組合・同連合	会				579				0.02
内	航海運組合·同連合	会			;	3, 217				0.14
輸	出組合・輸入組	合				4				0.00
市	街 地 再 開 発 組	合								
中	小企業団体の構成	員			44	7, 645				20.57
そ	\mathcal{O}	他			:	2, 953				0.13

- 注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 上記のほか自己株式 10,666 千株があります。持株比率は、自己株式数を控除のうえ算出し、小数点第 3 位以下を切り捨てて表示しております。
 - 3. 該当がない場合は「一」で表示しております。

(5) 役員保有株式

該当ございません。

5 当金庫の新株予約権等に関する事項

該当ございません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位:百万円)

氏名又は名称	当該事業年度	その他				
	に係る報酬等					
PwCあらた有限責任監査法人		① 報酬等について監査役会が会社法				
指定有限責任社員		第 399 条第1項の同意をした理由				
業務執行社員		監査役会は、会計監査人の報酬に				
公認会計士 佐々木 貴司	102	ついて以下のとおり同意しており				
指定有限責任社員		ます。				
業務執行社員	103	「過年度における監査内容は相当であ				
公認会計士 遠藤 英昭		り、時間・報酬に係る計画と実績の対比、及び他社の情報を収集し、当年度の				
指定有限責任社員						
業務執行社員		報酬額について監査役会で検討した結				
公認会計士 大辻 竜太郎		果、適正な監査を実施するために妥当				

な水準であると判断し、当該報酬額に
同意する。」
② 会計監査人が対価を得て行う非監
査業務の内容
・ 全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢
に対する保証業務
・ 海外現地法人向け融資に関するア
ドバイザリー・サービス業務等

注. 当金庫、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する金銭その他の財産上の利益の合計額は111百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 補償契約

該当ございません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当金庫は、会社法第340条に基づき監査役会において会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる等の場合には、監査役会の決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任を目的とする議題を株主総会に提出いたします。

口 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、株式会社商工組合中央金庫の会計 監査人以外の公認会計士(公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。) 又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)が、株式会社商 工組合中央金庫の重要な子法人等の計算関係書類(これに相当するものを含む。)の監査(会社 法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。) をしているときは、その事実

該当ございません。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

8 業務の適正を確保する体制及び運用状況の概要

当金庫は、業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針を、取締役会において決議し、インターネット上の当金庫ウェブサイト

(https://www.shokochukin.co.jp/about/compliance/legal-department/) に掲載しております。 当金庫では、危機対応業務の不正行為事案等を受け、引き続きガバナンス態勢の強化やコンプライアンスの立て直し等に取り組んでおります。本方針及び 2021 年度の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役、委任型執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(決議内容の概要)

取締役、委任型執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、各種内部規定及びコンプライアンス・マニュアルを制定・周知することにより、役職員が法令等を遵守する体制を整備し、コンプライアンス統括部に、コンプライアンスに係る具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定させ、定期的に実践状況を確認する。また、コンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制(内部通報制度を含む。)を整備し、不祥事件等の個別事案に係る対応方針等の検証及びコンプライアンス部署に対する指導・牽制を行うとともに、コンプライアンス部署の職務遂行の適正性に関する事項等の検討を行うため、コンプライアンス委員会を設置する。執行部門から独立した内部監査部署は、コンプライアンス態勢等の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。

(運用状況の概要)

取締役会は、「倫理憲章」、「企業理念」及び「コンプライアンス規程」を承認し、役職員に周知しており、特に「倫理憲章」は定期的な読み合わせによる浸透を図っております。2022年3月には、情勢の変化に加え、社会的な課題を意識した経営の重要性が高まっていることを踏まえて、新たな時代に相応しい企業理念(パーパス・ミッション)を制定いたしました。

職員1人ひとりがコンプライアンスの重要性を「自分のこと」として理解し、コンプライアンスを基準に行動できるようになること、互いに何でも相談・指摘しあえる職場風土を構築していくことを目的としてコンプライアンス検討会を 2018 年度から実施し、2021 年度は7回開催いたしました(各部室店による自主開催分を除く。)。毎年10月を「コンプライアンス強化月間」と定め、2021年度は、全職員を対象に①基本的規律に係るコンプライアンス研修、②(自部室店の)コンプライアンス・リスクマップの作成、③コンプライアンス意識調査等を実施いたしました。この他、部室店長を対象としたコンプライアンス・リスクマップの作成、対話にも取り組みました。

「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス基本通牒」に基づき、特に経営に重大な影響を与える、又は顧客の利益が著しく阻害される事案が発生した場合は、コンプライアンス統括部が速やかにコンプライアンス委員会、代表取締役及び監査役へ報告する体制、個別事案に係る調査解明を行う体制、コンプライアンス会議及び取締役会へ迅速に報告する体制を整備するとともに、不正行為等の隠蔽防止等を目的に内部通報制度(社内及び社外に設置)を整備しております。また、当金庫の内部通報制度の適切な整備・運用が認められ、消費者庁の指定登録機関(商事法務研究会)から「内部通報制度認証(WCMS 認証)」を取得しております。

法務対策室は、法令改正対応、訴訟対応のサポート及びモニタリング等に取り組んでおります。

内部監査体制について、監査部は、取締役会等が承認した「内部監査規程」等に基づき、コンプライアンス体制等に係る内部監査を実施しております。2021年度期初からコロナ禍におけ

る新たな監査手法として、2021年6月にリモート監査を導入いたしました。リモート監査の活用により、約60店舗の営業店監査を実施し、新型コロナウイルス感染症に影響されない監査体制の構築に取り組みました。不正リスクの観点では、中期経営計画最終年度の業績プレッシャーに起因するリスクに着眼した監査を実施いたしました。特に、毎年実施する営業店アンケートに業績プレッシャーに関する質問項目を追加し、全体の集計結果を取締役会へ報告するとともに、往査時には営業店マネジメントの状況を確認しております。また、計画的な内部監査の高度化を目的に、新たな中期監査計画を策定いたしました。

反社会的勢力に関する事項については、四半期毎にコンプライアンス会議に付議・報告し、会議では態勢整備の進め方や個別案件への対応等について議論しており、その結果について取締役会へ報告しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(決議内容の概要)

取締役会議事録など、取締役の職務の執行に係る情報については、内部規定に基づき保存・ 管理を行い、監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。

(運用状況の概要)

取締役会が承認した「取締役会規程」及び「経営会議規程」、総務部長が定めた「会議等の決定事項の稟議手続き」に基づき、取締役会議事録の保存・管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(決議内容の概要)

取締役会は、業務遂行上認識すべきリスクを定義し、「リスク管理規程」及びリスク種類毎の管理方針を制定・周知するとともに、リスク種類毎及び統合リスクの管理部署を定めるなど、リスクを的確に把握し、管理するための体制を整備し、取締役会及び経営会議等において、全体のリスク及び個別のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。また、執行部門から独立した内部監査部署は、リスク管理の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。

(運用状況の概要)

取締役会は半期毎に、リスク管理に係る取組状況と課題を取り纏めた「リスク管理プログラム」の報告を受け、「リスク管理規程」等の見直しの要否等を決定しております。2021年度下期からトップリスク運営を導入し、「気候変動リスクへの対応」、「大規模自然災害の発生」、「新型コロナウイルス感染症拡大」、「格付低下」、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の不備」の5つのトップリスクを選定しております。2022年度以降、定期的に当金庫を取り巻くリスク事象とトップリスクの選定等を行っていくことを決定いたしました。また、業務の改善計画等を踏まえ、経営管理やリスク管理高度化を目的としたリスクアペタイト・フレームワーク導入に向けて具体的な枠組みの議論を継続的に行っております。

リスク統括部は、バーゼル基準に基づくオペレーショナル・リスク事象の収集態勢を構築するなど金融機関が抱える多様化、複雑化するリスクを適切に把握し、統合的・全社横断的なリスク管理の高度化に継続的に取り組んでおります。また、金融犯罪対策室は、2021年5月、金融庁ガイドラインにて金融機関として最低限の対応が求められるマネー・ローンダリング対策事項と当金庫の現状との際について整理し主務省宛て報告いたしました。未整備項目への対応の進捗状況については、定期的にコンプライアンス会議に報告しております。外部からマネー・ローンダリング対策態勢の高度化要請が更に強まっていることも踏まえ、営業部店、関係本部、監査部と協働し、金庫全体のマネー・ローンダリング対策態勢を強化、推進しております。

また、引き続き国際的に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス対策本部において必要な対応を講じております。

コンプライアンス統括部は、「コンプライアンス・リスク管理基本方針」に基づき、2021年5月に「2021年度計画」を策定し、継続的に対応状況について確認しております。監査部は、取締役会等が承認した「内部監査規程」等に基づき、リスク管理に関する内部監査を実施しており、監査結果について取締役会及び内部監査会議に報告しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(決議内容の概要)

取締役の職務執行の効率性を確保するため、取締役会を別途定める規則に従って定例開催するほか、取締役会から権限委任された一定の事項を社長が決定するに当たっての協議をするための機関として経営会議を設置する。経営会議においては、取締役会から授権された事項について決定するほか、取締役会への付議事項を事前に検討する。取締役会は、中期経営計画並びに単年度の経営計画、業務計画及び予算を策定し、効率的な職務執行を行い、取締役の職務の執行を効率的に行うため、職制、分掌業務及び職務の権限に係る内部規定を制定し職務執行を分担する。また、中小企業組合及び中小企業により構成される経営諮問委員会を設置し、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映させる仕組みを構築する。

(運用状況の概要)

「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月開催しているほか、適宜臨時に開催しており、2021年度は取締役会を17回開催しております。

監査役会設置会社の機関設計において、監督と執行の分離によるモニタリング型の取締役会を実現するため、取締役会は、社外取締役を過半数とする体制とし、監督機能の強化を図っております。また、従来の雇用型執行役員制度に加え、職員身分から離れてより大きな裁量で業務執行に取り組む委任型執行役員制度を導入し、執行体制の強化を図っております。

企業理念 (パーパス・ミッション)、中期経営計画の策定やトップリスクの選定等の経営の重要課題については、2021 年度から新たに導入した「討議事項」として、取締役会メンバーにて十分な議論を重ねたうえで決議するなど、取締役会の実効性向上を図っております。

また、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映するため、経営諮問委員会を設置しており、2021年度は2021年6月及び12月に開催いたしました。経営諮問委員会の諮問事項は取締役会で決定し、諮問結果は取締役会に報告を行っております。

(5) 当会社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 (決議内容の概要)

商工中金グループにおける業務の適正を確保するため、取締役会は、「子会社等管理規程」を制定・周知するほか、子会社等を統括して管理する部署(以下「統括部署」という。)及び子会社等毎に担当部署(以下「担当部署」という。)を設置し、子会社等の業務運営を指導管理し、子会社等におけるコンプライアンス態勢を整備する。コンプライアンス統括部は、子会社等においてコンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、子会社等から報告を受け、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制(内部通報制度を含む。)を整備する。統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け、子会社等の業務運営状況等を定期的に取締役会及び経営会議に報告し、当会社は、「子会社等管理規程」に基づき、必要に応じ、子会社等に対して経営指導等を行う。子会社等に係るリスク管理体制は、「リスク管理規程」に準じ、担当部署と連携をとりながら、各リスク管理の実効性を確保する。子会社等は、当会社の指導の下、適正なリスク管理を行い、取締役等の職務の執行を効率的に行うため、分掌業務及び職務の権限等に係る内部規定を制定し、職務執行を分担する。執行部門から独立した内部監査部署は、子会社等の監査を行い、監査結果等について取締役会に報告する。当会社と子会社等との間で取引を行うに当たって、不当な指示・要求を行わないこととし、原則として通常一般の条件により取引を行う。

(運用状況の概要)

「子会社等管理規程」に基づき、子会社等の統括部署を定め、子会社毎に業務上最も関係の深い部室を担当部署としております。統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け実態把握及び指導を行い、業務運営状況等について取締役会及び経営会議に報告しております。子会社においても、2021年10月に「コンプライアンス強化月間」の取組みとして、コンプライアンス検討会及びコンプライアンス意識調査を実施いたしました。

また、2021 年度は、子会社毎に整備された「内部統制システムの基本方針」の運用状況及び 取組内容について確認を行っております。

(6) 当会社及び子会社からなる企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制 (決議内容の概要)

商工中金グループにおける財務報告の信頼性を確保するため、財務報告プロセスの整備、内部統制の文書化、財務報告プロセスに係る内部監査など、適切な内部統制を構築する。

(運用状況の概要)

取締役会は、財務報告に係る内部統制の構築を目的に「財務報告に係る内部統制規程」を決定しております。同規程に基づき、財務報告に係る内部統制の基本的枠組みを定め、有価証券報告書等を適時かつ正確に記録、処理、報告する体制を構築し、またその体制についての検証を行っております。

また、情報開示について、2021 年度の振り返りを行ったほか、2022 年度の開示の方向性を定めた「開示ポリシー」を経営会議、取締役会で議論の上、決定いたしました。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に 関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する 指示の実効性の確保に関する事項

(決議内容の概要)

監査役の職務を補助する使用人を配置し、取締役の指揮命令を受けないものとして、その人 事評価・異動については、監査役の同意を必要とする。

(運用状況の概要)

監査役の職務を補助するため、執行部門から独立した使用人を配置し、補助機能の強化を図っております。

(8) 取締役、委任型執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(決議内容の概要)

取締役、委任型執行役員及び使用人は、当会社の重要な決定事項、子会社等に係る重要な事項その他当会社に重要な影響を及ぼす情報及び監査役が報告を求める事項について監査役へ報告を行う。子会社等の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、子会社等に係る重要な事項について監査役へ報告を行う。当会社及び子会社等の社内外に設置した内部通報窓口に内部通報があった場合、コンプライアンス統括部は当該窓口から報告を受け、監査役へ報告を行う体制を整備し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを内部規定において定め、周知する。

(運用状況の概要)

監査役が出席する取締役会その他の重要な会議において、取締役、委任型執行役員及び使用人は、重要な決定事項等について報告を行うほか、経営会議の協議・審議事項等、重要な文書の回付を行っております。また、コンプライアンス、リスク管理、内部監査等に係る重要事項について、適時適切に報告を行っております。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(決議内容の概要)

監査役による監査の実効性を確保するため、代表取締役、内部監査部門及び会計監査人は監査役と定期的に意見交換を行うとともに、取締役、委任型執行役員及び使用人は、監査役による監査の実施に協力する。監査役は、監査役会規程及び監査役監査規程を制定し、同規定に基づき監査を実施し、必要に応じて外部専門家の意見を徴する。また、内部監査部門から内部監査結果や内部監査実施状況等の報告を受ける。

(運用状況の概要)

監査の実効性向上のため、代表取締役と監査役間の意見交換を 2021 年度は3回開催しております。

内部監査部門及び会計監査人は、随時、監査の経過及び結果につき監査役に報告するとともに、定期的に意見交換を行っております。具体的には、内部監査部門から月次で業務監査の結果報告を受け、重点監査項目・テーマ別監査の見直し等について、意見交換を実施しております。また、監査役は、会計監査人から主に会計監査の経過及び結果について、2021年度は11回報告を受け、意見交換を行っております。さらに、内部監査部門、会計監査人、監査役による三様監査の連携を強化するため、三者の連絡会を2021年度は2回開催しております。

監査役への報告体制として、明文化されたレポートラインに沿って内部監査部門から定期的 に報告を行っております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当ございません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当ございません。

11 会計参与に関する事項

会計参与を設置しておりません。

12 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めはありません。